

令和7年度「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業 業務委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県(以下「県」という。)が行う令和7年度「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業の業務を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の名称

令和7年度「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業(以下「PR事業」という。)

2 目的

「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」※(以下「本事業」という。)について、広告等を活用して県内の企業や県内企業への就職に興味のある学生等若年求職者への周知を促進する施策を行い、本事業を活用して奨学金返還支援制度を導入する企業と、県内企業に就職を希望する若者の増加を図る。

※本事業の概要は別紙のとおり。

3 委託期間

契約日から令和8年3月23日まで

4 委託契約書

別紙のとおり

5 業務内容

(1) 広告デザインの制作

本事業の認知を最大化し、奨学金返還支援制度について企業・学生等若年求職者に対してわかりやすく説明できるように、各種媒体に活用する広告デザインを制作する。

また、広告デザインは本事業LPにも活用出来る形で制作すること。

(企業向け LP URL : <https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>)

学生等求職者向け LP URL : <https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship-student>)

(2) チラシ・ポスターの作成・配布

本事業の周知を行うため、企業向け・学生等若年求職者向けそれぞれ広告デザインを活用したチラシ・ポスターを企画・作成し、業務に使用する分を除いて県に引き渡す。

チラシ・ポスターは次表のとおり、委託候補者決定のための公募型プロポーザルにおいて提案した内容に基づいて作成する。また、次表のほかに、PR事業を効果的に実施するため広報資料が必要になった場合は、県と受託者が協議の上、委託料の範囲内で作成するものとする。

なお、作成に当たっては、県と受託者との協議により提案内容を変更して実施することもあり得る。

| 対象 | 媒体 | 仕様 | 印刷部数 |
|----------|------|---------------------------------|----------|
| 企業等 | チラシ | サイズ:A3 タイプ:二つ折り 印刷:両面カラー | 10,000 部 |
| | | サイズ:A4 ページ数:2ページ 印刷:両面カラー | 10,000 部 |
| | ポスター | サイズ:A1 印刷:片面カラー | 50 枚 |
| 学生等若年求職者 | チラシ | サイズ:A4 ページ数:2ページ 印刷:両面カラー | 15,000 部 |
| | ポスター | サイズ:A1 印刷:片面カラー | 50 枚 |

(3) インタビュー動画の企画・制作

県が開設している「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」PRサイト内の「奨学金返還支援制度導入企業一覧」に掲載されている企業の中から2社選定し、本事業の認知を最大化し、奨学金返還支援制度導入のメリットが企業・学生等求職者に対してわかりやすく伝わるように、1社につき企業の担当者1名、奨学金返還支援制度利用従業員1名のインタビュー動画を企画・制作し、各種広報媒体に活用する。

(4) 広報の実施

ア 企業等の訪問

県の「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」未取得企業を中心に、県内全域の企業を年間600事業所以上訪問できるよう、計画的、効率的な訪問を行う。なお、直接訪問と同程度の広報効果が得られる場合は直接訪問以外の手段を用いても構わない。

イ 学生等若年求職者へのチラシ・ポスターの配付

(ア) 県とUターン就職促進協定を締結している大学等及び県内大学・短期大学・高等専門学校・専修学校を通じて学生へPRを行い、県内企業への就業促進を図る。

(イ) 学生等若年求職者を対象とした就活イベントでの来場者へPRを行い、県内企業への就業促進を図る。

ウ 広告(テレビCM、新聞公告、SNS広告、リスティング広告、ディスプレイ広告等)

企業と学生等若年求職者、それぞれに認知されやすく、広報として効果的なものを選択し、提案すること。

6 県への報告

(1) PR事業実施計画書

業務委託契約締結時に、PR事業実施計画書及び実施体制表(様式任意)を県に提出すること。なお、PR事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後実施計画書を添えて県に協議すること。

(2) PR事業実施報告書

受託者は次のア～ウの事項について、PR事業実施報告書(様式任意)を毎月原則として翌月の10日までに県に提出すること。なお、3月分の報告書は令和8年3月23日までに提出すること。また、月報とは別に実施状況に関する報告を求める場合があるのでその都度報告すること。

ア 本事業紹介企業に関する項目

- (ア) 本事業紹介日及び紹介の手段
- (イ) 企業名及び企業の対応者職・名
- (ウ) 奨学金返還支援制度創設の有無、無の場合はその理由
- (エ) 職場環境改善アドバイザー派遣の希望の有無

イ 学生等若年求職者に関する項目

- (ア) チラシ・ポスターを配付した日及び配付の手段と部数
- (イ) (ア)の配付先が学校の場合は学校名、イベントの場合はイベント名

ウ 広告の掲載状況

広告の閲覧数や閲覧した人の属性情報、クリック率等の分析を踏まえた改善策(広告媒体、デザインの変更等)と実施状況

7 成果目標

本事業紹介企業数 600 事業所以上

8 留意事項

- (1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて県に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利保有物」)については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (3) 受託者は、訪問企業等に対し、PR事業が県の委託事業である旨、自社ホームページへ掲載するなど、広く理解と周知を図るよう努めること。
- (4) 個人情報の保護(取得・保護・管理)については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (5) PR事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (6) Web 広告を実施する際には、広告価値を毀損する「ブランドセーフティ」、「アド fraud」、「ビューアビリティ」等についての対策を講じるよう努めること。
また、広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに県に報告するとともに、県の指示に従うこと。
- (7) 業務に関する協議、打合せ等は、県が必要とした場合は随時行うものとする。また、協議、打合せ等に当たっては、県の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

奨学金返還支援制度導入企業サポート事業

労働雇用課

1 目的

- ・働きやすい職場環境を有し、若者の定着が見込まれる県内優良企業の増加
- ・県内優良企業の担い手となる若年人材不足の解消

2 事業内容

従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対し、負担額を助成
また、本制度を活用して奨学金返還支援制度を実施している企業を学生に周知

(1) 補助対象

【対象企業】

- ・県内に本社等を置く中小企業、NPO、社会福祉法人、公益法人等
- ・従業員への奨学金返還支援制度を設けていること（就業規則又は社内規定で定めている）
- ・以下の各種認証制度を1つ以上取得していること
県「職場いきいきアドバンスカンパニー」、国「くるみん」「ユースエール」「えるぼし」
※国認証制度のみ取得の場合、額の確定までに職場いきいきアドバンスカンパニーを取得

【支援対象従業員】

- ・対象企業が返還支援制度を創設後、採用された者（中途採用者を含む）
- ・雇用期間の定めのない正社員である者

(2) 補助内容

- ① 対象経費：従業員への奨学金返還に代理して、企業が学生支援機構に対し直接返還するか、企業が奨学金返還費用を対象従業員に給付した額
- ② 補助割合：10/10
- ③ 上限額：12万円（支援対象従業員1人あたり・年額）
- ④ 上限人数：3人（1社あたり・各年度）
※上位認証取得（アドバンスプラス（職場いきいきアドバンスカンパニー）、プラチナくるみん（くるみん）、プラチナえるぼし（えるぼし））若しくは各種認証を2つ以上取得している企業は5人
- ⑤ 補助期間：入社した年度を含め5会計年度（支援対象従業員1人あたり）

(3) 広報

奨学金返還支援制度の未導入企業に向けた認知効果の高い広報媒体（テレビCM・新聞・WEB広告等）を活用した広報の実施により、「学生から選ばれる」県内企業及び本制度活用企業の増加を図るとともに、県内外の学生に対してSNS等を活用したPRを実施することにより、学生に対して福利厚生が充実した働きやすい企業が県内にあることを周知し、県内企業への就業を促進する。